

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、オートローン会社から委託されて、債務者から車両の引揚、移送、保管、買取等の業務に従事していたが、会社の社長が病気となったため、社長が行っていた取引先との折衝等の業務を行うこととなった。

請求人は、胸が苦しい等の症状が現れるようになり、事務所で倒れたため、救急車で〇病院に搬送され、「パニック障害」と診断されたが、業務繁忙のため、翌日から出勤している。

翌年、胸が苦しいと訴え、近所の病院を受診したが、大きな声を出し怒り出すなどの症状が出現したため、〇病院を受診し、「パニック障害」により通院加療を再開し、その1年後に「躁うつ病」と診断され療養を継続していたところ、症状が悪化し、亜混迷に近い状態となったため、休業した。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人の強いられていた長時間労働の評価は「強」と判断するべきであり、出来事の心理的負荷の強度は「Ⅲ」であり、出来事後の状況が持続する程度の心理的負荷は、「特に過重」であるから、総合評価は「強」と判断すべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F41.0 パニック障害」を平成〇年〇月に発症したと認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

発症前おおむね6か月間に、精神障害を発症させるおそれのある業務による心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

「特に過重」であったとは評価できない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

特に評価すべきものは認められない。

(5) 結論

以上から、請求人に精神障害を発病させる恐れのある業務による強い心理的負荷は認められない。したがって、精神障害の発病と業務との間に相当因果関係は認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人は、ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F41.0 パニック障害」を平成〇年〇月に発症したと認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

体調を崩した社長の指示を受け、会社の主たる業務を代行することとなり、裁量権が与えられていない状況で取引先と交渉し、不備等があれば、社長から厳しい叱責を受ける機会が増加したことは、「上司が不在になることにより、その代行を任された」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」であるが、代行した業務は会社の主たる業務であり、会社を代表して取引先と折衝を行う等、責任が大きいものと推測できること、従来からの車両引取業務との兼務であることを考慮すると、出来事による心理的負荷の強度を「Ⅱ」に修正した。

(3) 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷について

請求人は、社長業務の代行により、困難な状況で業務を継続しており、他の労働者に比べて、事務所にいた時間が長く、請求人に対する叱責が厳しかったことを請求人及び同僚も申述しており、この状況は請求人が発病するまで継続していた。

また、発病前の時間外労働時間数はおおむね 90 時間前後であり、恒常的な長時間労働であったと認められ、さらに、請求人の業務に関して、会社の支援及び協力は認められない。これらの出来事の状況から、出来事後の状況が持続する程度は「特に過重」と判断した。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

特に評価すべきものは認められない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」であることから、業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。